

(別紙)

個人情報取扱特記事項

乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令等に基づいて個人情報を取扱うとともに、特に、次のとおり個人情報を取り扱わなければならない。

(基本的事項)

第 1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、その取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第 3 乙は、個人情報が適正に取扱われるよう、管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び管理業務に従事する者（以下「管理業務従事者」という。）を定めなければならない。

(作業場所の特定)

第 4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取扱う作業場所を特定し、甲の指示又は承諾なしに当該作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第 5 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第 6 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報を記録した資料等については、甲の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

(複写・複製の禁止)

第 7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第 8 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の漏えい、紛失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な安全管理措置を講じなければならない。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(従事者等への教育研修)

第 9 乙は、個人情報管理責任者及び管理業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項
(再委託の禁止)

第 10 乙は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承諾を得るものとする。

2 前項の規定により再委託する場合には、乙は、この契約に基づき個人情報の安全管理が図られるよう、適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第 11 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、乙は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(苦情の処理)

第 12 乙は、管理業務に係る個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(実地調査)

第 13 甲は、乙が管理業務で取扱う個人情報の利用、管理その他の取扱い状況等について、必要に応じ、実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 14 甲は、乙が管理業務に関して取扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故の場合の措置)

第 15 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 16 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を甲に賠償しなければならない。